

ポリ塩化ビフェニル含有分析
(御所水道唧筒室)

仕様書

京都上下水道局

建設リサイクル法	
<input type="checkbox"/> 適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用外

1 総則

(1) 疑義

本仕様書等に明示されていない事項があるときは、京都市上下水道局（以下「発注者」という。）及び受注者が協議してこれを定める。

(2) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行にあたり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に關係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従わなければならない。

(3) 単位

使用する単位は、国際単位系（S I）を標準とする。

(4) 受注者の負担

本仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- ア 作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用。
- イ 各種の試験及び検査に必要な費用。
- ウ 発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償。
- エ 官公署などに対する届出などの手続に必要な費用。
- オ その他本仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用。

(5) 官公署への手続の代行

受注者は、作業の履行にあたり、関係官公署及び地区電気事業者などへの届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

(6) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

- ア 受注者が発注者の指示に従わないとき。
- イ 受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。
- ウ その他必要が生じたとき。

(7) 仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

(8) 提出書類

受注者は、次の書類を局職員の指示に従い、提出しなければならない。

- ア 労働保険関係成立等証明願等（労働者災害補償保険及び雇用保険）
- イ 完成通知書

1部

2部

(9) 社会保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式等により労働保険関係成立を証明する書類を提出しなければならない。

(10) 水及び電力

作業に必要な水及び電力は、発注者が支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は局職員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、発注者は支給を止めることができる。

(11) 就業時間

就業時間は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までを除く）とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けなければならない。

(12) 保護養生

受注者は、作業の履行にあたり、既設施設を汚損又はこれらに損傷を与えるおそれがあるときは、適切な保護養生を行わなければならない。

(13) 安全衛生管理など

受注者は、作業の履行にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守し、労働環境の安全衛生及び災害防止を図らなければならない。

ア 労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行わなければならない。

イ 施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意しなければならない。

ウ 作業中は、必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理清掃を行わなければならない。特に、歩行者の安全対策については、仕様書の指示事項を遵守し、安全確保に努めなければならない。

エ 発注者は、必要に応じて、業務に従事するものの検便検査結果、その他の衛生検査結果の提出を求めることがある。

(14) 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに局職員に通知しなければならない。天災等に伴い、作業目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるとき、発注者は、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することが

できる。

2 作業概要

本作業は、御所水道唧筒室内に保管している電気機器内の絶縁油において、ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）が含有しているかを確認するため、絶縁油を採油してP C B含有分析を行うものである。

3 作業場所

京都市山科区日ノ岡夷谷町17番地 御所水道唧筒室

4 完成期限

令和 8年 3月 13日とする。

5 対象機器

本作業の対象機器は、別紙1のP C B含有調査対象機器一覧表のとおりである。

6 作業内容

- (1) 対象機器の上蓋を固定しているボルトを取り外し、P C B分析に必要な量の絶縁油を採油すること。ただし、ボルトの破損等で上蓋が取り外せない場合、対象機器の上蓋にドリル等で穴を開けて採油すること。なお、採油後は漏油防止処置（穴埋め処置等）を実施すること。
- (2) 採取した絶縁油についてP C B分析を行うこと。
- (3) 分析方法は、「絶縁油中の微量P C Bに関する簡易測定法マニュアル」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に「簡易定量法」として、掲載されている方法とする。
- (4) 分析結果に基づき報告書（任意様式）を作成し提出すること。

7 その他

- (1) 作業着手時期については、発注者と調整を行い決定するものとする。
- (2) 本作業にあたっては、施設運用に支障が起こらないよう十分注意して行うこと。
- (3) 作業時は、関係者等に危険が及ぼないよう安全管理を行い、併せて騒音、振動及び悪臭等の公害防止の措置を講じること。
- (4) 作業場所及びその付近は、常に整理整頓し作業後は後片付け及び清掃を行うこと。

別紙1 PCB含有調査対象機器一覧表

	品名	メーカー	型式	定格	製造番号	製造年月	油量	機器重量	高濃度PCB	写真	銘板	製造者見解
1	タンク型油遮断器	三菱電機	F-100	7.2kV 100MVA	34108	1963年6月	76.0	不明	無			製造時含有せず
2	単相変圧器	三菱電機	SF1	3kVA	XM65290039	1967年6月	17.0	58kg	無			製造時含有せず
3	単相変圧器	三菱電機	SF1	10kVA	XA65510136	1963年5月	20.0	102kg	無			製造時含有せず
4	三相変圧器	日立製作所	HAGP-CY	15kVA	6859388	1957年10月	42.0	244kg	無			製造時含有せず
5	三相変圧器	三菱電機	RA-	50kVA	80910045	1963年5月	110.0	472kg	無			製造時含有せず
6	油遮断器	中立電機	BBK-45	7.2kV 50MVA	694572	1966年12月	18.0	69kg	無			製造時含有せず
7	油遮断器	日新電機	DH-111	7.2kV 200A	200366	1972年	30.0	105kg	無			製造時含有せず
8	タンク型油遮断器	三菱電機	6-AL-5B	7.2/3.6kV 400A	1016909	1973年5月	23.0	67kg	無			製造時含有せず
9	油入起動抵抗器	富士電機製造株	KN3300Wa	1.6Ω	KC23907A1	不明	不明	不明	無			製造時含有せず
10	油入起動抵抗器	富士電機製造株	KN3300IVa	1.6Ω	61833AZ	不明	不明	不明	無			製造時含有せず